

京都市地域産材「みやこ杣木」製品産地認証実施要領

よくある御質問と回答

- Q1 京都市地域産材とは何ですか？
- A1 市内の森林及び市内の林業事業者が生産を行う森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品のことです（京都市木材地産表示制度実施要綱より）。
- Q2 京都市地域産材＝「みやこ杣木」ですか？
- A2 全てが同じではありません。京都市地域産材のうち、京都市域産材供給協会に登録している生産事業者から出荷されたものが「みやこ杣木」です。
- Q3 「みやこ杣木」はどこで購入できるのでしょうか？
- A3 京都市域産材供給協会に登録している生産事業者から購入することができます。生産事業者の一覧は、本協会のホームページを御覧いただくかお問合わせください。
- Q4 「みやこ杣木」製品の原材料は、「みやこ杣木」を100%使用しないと申請できないのでしょうか？
- A4 いいえ。家具等を製作されるときに、「みやこ杣木」のほかに他の木材等を含め適材適所に使用されることがあると思いますが、一般的な使用者（消費者）等が見て誤解をしないように表示の工夫が必要となります。この工夫が可能であれば申請は可能です。また集成材については、厳密には原材料に「みやこ杣木」を使用しているので、こちらも同じように表示の工夫が必要です。
- Q5 京都市域産材供給協会に登録している「生産事業者」も京都市地域産材「みやこ杣木」製品産地認証実施要領に基づく登録（第3条）や申請（第5条）が必要ですか？
- A5 必要ありません。
- Q6 1回につき1種類の申請になるのですか？
- A6 はい。
- Q7 申請してから認証されるまでおよそどれくらいの時間がかかるのでしょうか？
- A7 その他の申し込み状況等にもよりますが、およそ1週間かかります。
- Q8 申請内容を変更したい場合はどうすれば良いのでしょうか？

A8 その旨を協会へ伝えていただき、申請書を再度提出してください。

その他にわからないことがあれば、京都市域産材供給協会へお問い合わせください。

京都市域産材供給協会 連絡先

電話 075-406-2671

FAX 075-406-2823

メール info@miyakosomagi-e.net